

## 議案第38号

上越市水道事業給水条例の一部改正について

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月26日提出

上越市長 村山秀幸

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上越市水道事業給水条例（昭和46年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第29条(1)の表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第30条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、その計量した使用水量の2分の1の水量をもって、計量した日の属する月分及びその前月分の使用水量（当該水量に1 m<sup>3</sup>未満の端数があるときは、計量した日の属する月分についてはこれを切り捨て、その前月分についてはこれを切り上げた水量）とし、それぞれの月分の料金を算定する。

第30条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

（料金の算定方法の特例）

第30条の2 管理者は、使用者又は給水装置管理人が水道メーターの点検の日から次の点検の日までの間において水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、必要に応じて前条第1項に規定する水道メーターの点検を行う日以外の日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。

2 前項の場合において、水道料金のうち固定料金は、第29条(1)の表の左欄に掲げる水道メーターの口径の区分に応じ、同表の右欄に掲げる月額を、使用日数に応じて日割計算して得た額とする。

3 水道メーターの口径を変更した場合の当該月の固定料金は、変更前及び変更後のそれぞれの使用日数に応じて日割計算して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者については、改正後の上越市水道事業給水条例の規定は、施行日以後最初に水道メーターの点検を行う日以後の水道の使用に係る料金から適用する。